

# 白馬村空き家・空き地バンク 空き家・空き地 募集中

使っていない  
土地がある

売りたい  
(売買)

どうしてよいか  
わからない  
空き家がある



貸したい  
(賃貸)

白馬村  
空き家・空き地  
バンクとは？

皆様の大切なお家や土地を購入や賃借を  
希望する方へお繋ぎするための制度です。

あなたの大切な空き家・空き地の活用を相談しませんか？

いつでもお気軽にご連絡ください

 0261-72-7002

 白馬村

総務課 情報まちづくり係

[所在地] 〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村北城7025番地

[HP] <https://www.vill.hakuba.lg.jp/>

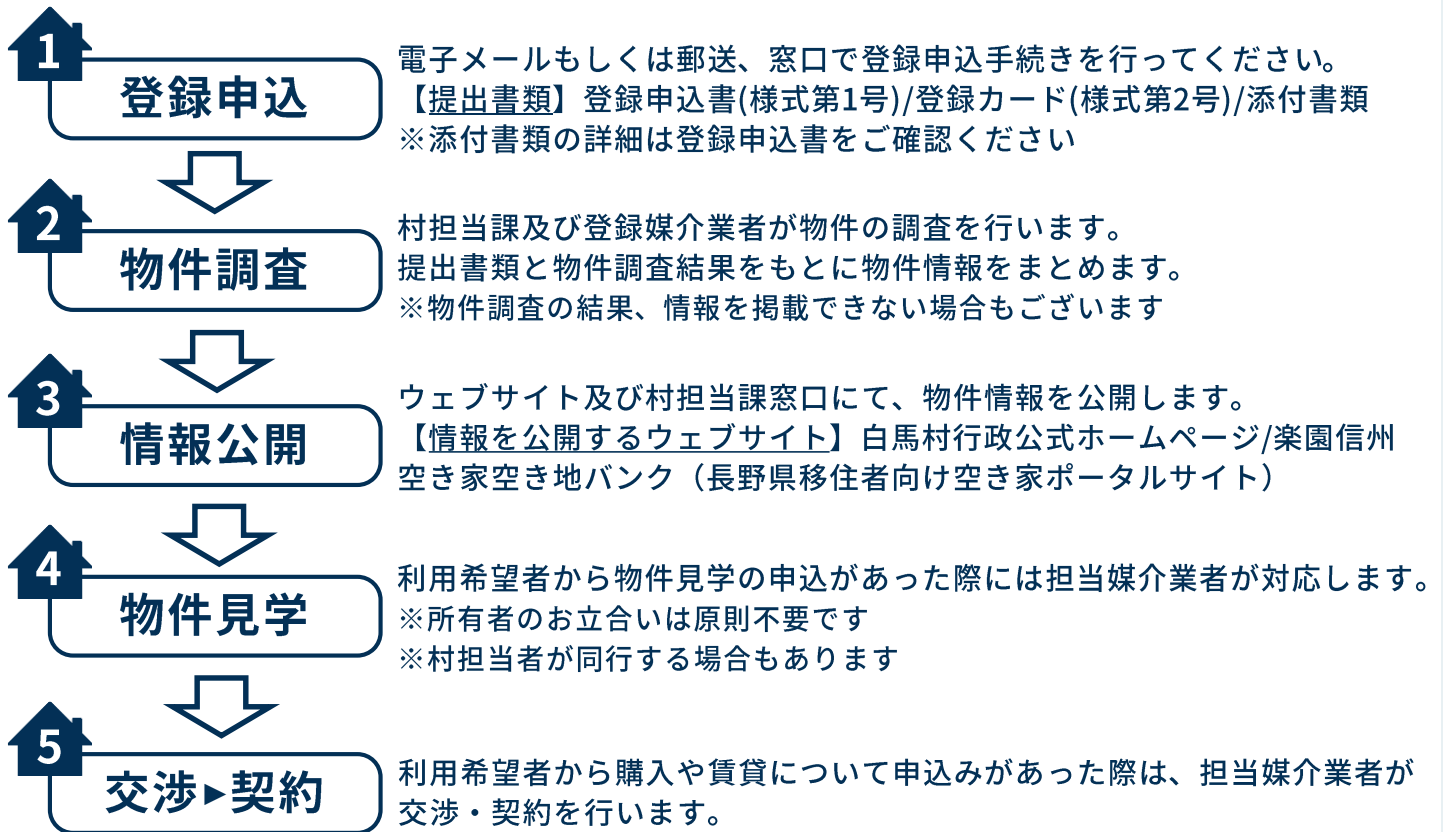
[メール] [kikaku@vill.hakuba.lg.jp](mailto:kikaku@vill.hakuba.lg.jp)



白馬村キャラクター  
ヴィクトワール・シュ  
ヴァルブラン・村男III世

↑詳細はこちら↑

# 空き家・空き地バンクの流れ



※村は売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は行いません。  
※契約が成立した場合は媒介業者に対して、宅地建物取引法に基づく報酬が必要となります。

## よくあるご質問



### Q1. 空き家バンクを通じて成約した場合、手数料はかかりますか？

A: 自治体への登録や情報掲載に費用はかかりませんが、仲介業者を介して契約をすることになるため仲介手数料が発生します。また、契約内容によっては登記費用や税金がかかることもあるため、事前に確認しておくことをおすすめします。

### Q2. 空き家をそのままの状態に登録できますか？

A: はい、現状のまま登録可能です。不用品の片づけや入居するための修繕を利用者の方へお願いする方法もあります。ただし、建物の老朽化が進んでいる場合は、安全性や修繕の必要性を確認することをおすすめします。また、内覧時の印象を良くするために、最低限の掃除や片付けをしておく、よりマッチングしやすくなります。

### Q3. 空き家を売却したり貸し出す場合、トラブルが心配です。どのような対策がありますか？

A: 白馬村の空き家・空き地バンクでは、空き家・空き地のオーナー様と利用者の仲介は「白馬村空き家・空き地バンク制度バンク会」登録事業者が仲介を行います。仲介手数料は発生しますが、その分専門的な知見をもとに助言をいただけるので、心配ごとがあれば事前に仲介業者に相談するようにしましょう。

そのほか気になることがありましたら、表面記載の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。  
所有されている方の大切なお家や土地を次につないでいくためにたくさんのご応募をお待ちしています。